

三次市地域公共交通計画(第2期)

概要版

令和8(2026)年3月 三次市

1 本計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、鉄道、高速バス、路線バス、三次市民バス、三次市相乗りタクシー等の地域公共交通が運行されていますが、人口減少や高齢化に伴う利用者数の減少、新型コロナウイルス感染症蔓延を契機とする地域公共交通の利用離れ、また、交通事業者の人手不足等を要因とする路線バスの廃止・減便など、様々な問題が生じています。

本計画は、こうした社会情勢を前提とした上で、市民の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の確立を図るための基本計画（マスタープラン）です。

2 計画期間

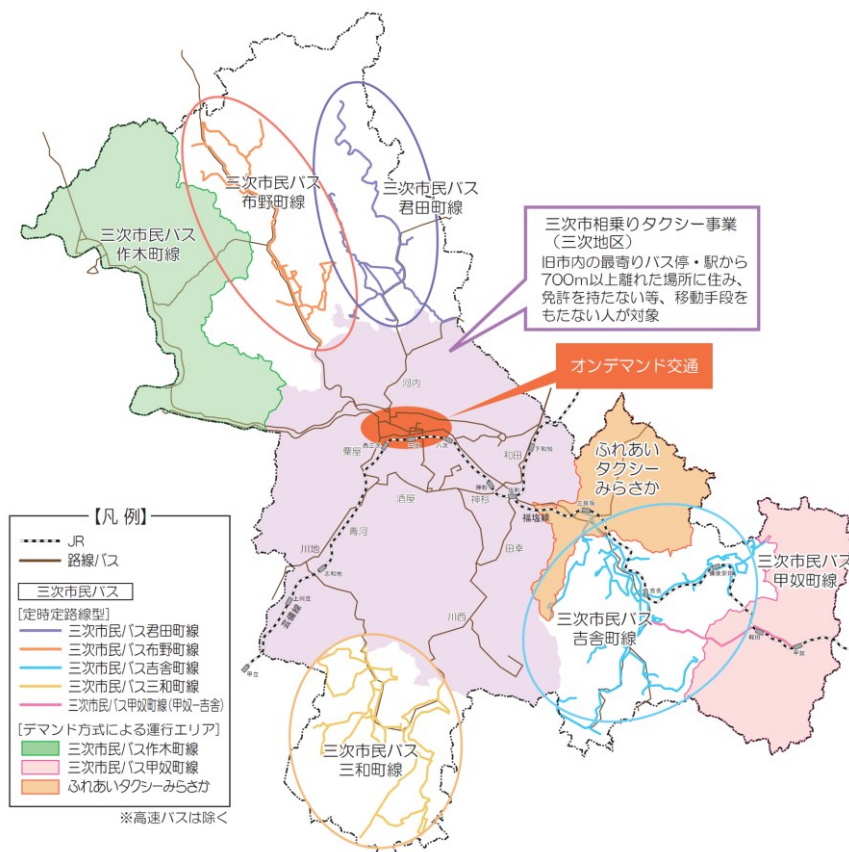
計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

3 計画対象区域

対象区域は、三次市域とします。

4 本計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づくものです。



～本市の地域公共交通の状況～

2 地域公共交通づくりの課題

- 市内において、できるだけ多くの居住地での移動支援を可能とする地域公共交通体系の確保・維持が必要
- 適切かつ柔軟な見直し等を継続的に推進して、最適な地域公共交通体系をめざすことが必要
- 本市と広島市街地間などの都市間連絡を担う地域公共交通を、利便性の高いサービスとする対策が必要
- 身の回りの地域公共交通の利便性を高める取組や認知度を高める取組の推進が必要
- 地域公共交通に関わる様々な課題解決に向けて、ICT活用やライドシェアなど、新しい技術や制度などの活用の推進が必要

3 地域公共交通づくりに向けた取組

1 基本的な方針

まちづくり及び移動需要に見合った 適切かつ持続可能な地域公共交通体系を確立する

〔めざす姿〕 通学、買い物、通院など日常生活に係る移動手段が確保されており、
住み慣れた地域で安心して暮らしている。

2 3つの目標

1 地域実態や移動需要に
見合う地域公共交通体
系を確保・維持する

2 自家用車に頼れない市
民が安心して暮らせる
ための移動手段を確保
する

3 誰もが使いやすい地域
公共交通づくりを推進
して利用促進を図る

3 地域公共交通づくりの方針

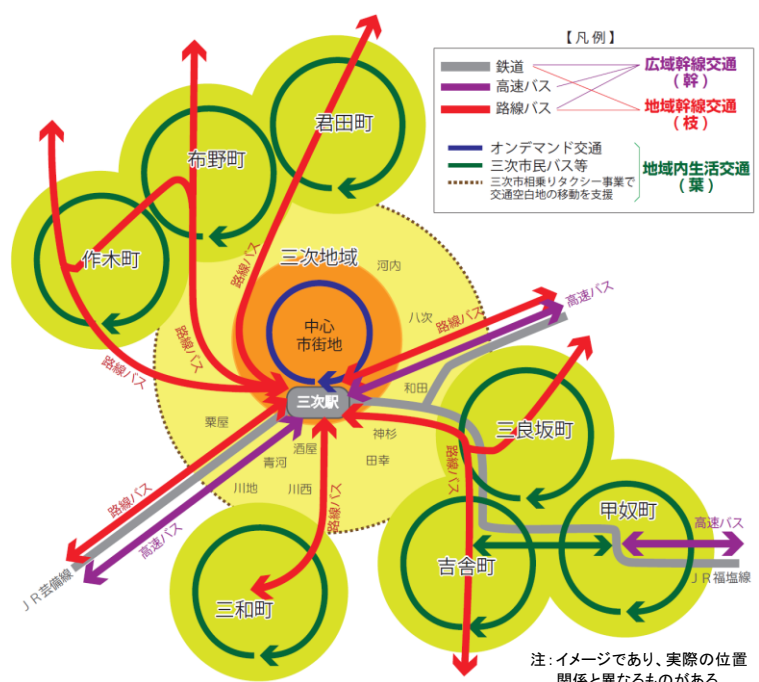
○現行の地域公共交通体系の基本的な構造（幹、枝、葉）を、厳しい事業環境や財政などの制約下においても、確保・維持する。

○ただし、人口減少や高齢化、生活施設の立地状況、移動需要などの実態に応じて、三次地域における三次市相乗りタクシー事業や、旧町村地域の生活圈（葉エリア）で運行する市民バス等のサービスを適切かつ柔軟に見直すことで、生活に必要な移動手段を確保する。

○定住人口維持や関係人口の拡大などを図るため、まちの活力増進に重要な役割を担っている広島市街地とのアクセス手段を維持、充実する。

○地域公共交通に地域住民等が主体的に関与するとともに、交通事業者、市と協働で、守り、育てる。

○上記事項において、ICT等、新しい技術や制度を積極的に活用するとともに、地域公共交通の利用促進に寄与するソフト施策を積極的に推進する。



～本市の地域公共交通体系イメージ～

4 目標達成のための施策

施策名		主な内容	実施主体
1	路線バスの運行・改善	路線バスを定時定路線で運行。また、必要に応じて運行内容の見直し等を実施。	民間バス事業者、三次市
2	オンデマンド交通「のるーと三次」の運行・改善	中心市街地において、オンデマンド・区域運行型の乗合バスを運行。また、継続的な改善を図る。	三次市、民間バス事業者、タクシー事業者
3	三次市民バス等の運行・改善	三次市民バス等を原則週2日運行。また、継続的な改善を図る。	三次市、民間交通事業者、三次広域商工会、住民自治組織等
4	自家用有償旅客運送の運行・改善	自家用有償旅客運送に対する高い利用ニーズがあり、必要な諸条件が整う場合は、導入検討や準備を支援。	三次市、導入可能な団体
5	三次市相乗りタクシー事業の推進・改善	バスや鉄道の利用が困難な地区の移動手段の確保を目的として、「三次市相乗りタクシー事業」を推進。	三次市、タクシー事業者
6	乗継・待合環境の改善	地域公共交通の乗継環境や待合環境の改善、また、三次駅でスムーズな乗換えが可能なダイヤ調整に取り組む。	三次市、民間交通事業者、市民
7	塩町駅周辺整備の検討	塩町駅周辺における路線バス等の運行環境の改善を図るため、道路整備を検討。	三次市
8	地域内生活交通検討会等の開催	住民自治組織の主導による「地域内生活交通検討会」等において、実態に応じた地域内生活交通づくりについて検討。	住民自治組織等、三次市、民間交通事業者
9	地域公共交通の利用促進策の推進	様々なソフト施策を進めることにより、地域公共交通の利用意識の醸成や利便性向上を図る。	三次市、民間交通事業者、各種関連団体、市民
10	安心して運転免許を返納できる環境づくり	運転免許自主返納のきっかけづくりとして、「三次市高齢者運転免許自主返納支援事業」を実施。	三次市、広島県警察
11	乗務員不足への対応	交通事業者は積極的に採用活動などの対策を進めるとともに、三次市、県が連携して、情報発信や相談等を支援。	民間交通事業者、三次市
12	新しい技術や制度を活用した移動サービスの研究・推進	地域公共交通の課題解決に資する新しい技術や制度の活用策を調査研究し、効果があり可能なものは導入を推進。	三次市
13	地域公共交通関係の災害等に備える取組の推進	集中豪雨や土砂災害などの災害等に備え、道路被災情報や運休情報等の集約・発信のあり方を検討。	三次市、民間交通事業者

～ 各施策のスケジュール ～

	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
1. 路線バスの運行・改善	→	→	→	→	→運行・改善
2. オンデマンド交通「のるーと三次」の運行・改善	→	→	→	→	→運行・改善
3. 三次市民バス等の運行・改善	→	→	→	→	→運行・改善
4. 自家用有償旅客運送の運行・改善	→	→	→	→	→随時実施
5. 三次市相乗りタクシー事業の推進・活用促進	→	→	→継続実施	R11年度以降は、R10年度に判断	
6. 乗継・待合環境の改善	→	→	→	→	→随時実施
7. 塩町駅周辺整備の検討	→	→	→	→	→継続実施
8. 地域内生活交通検討会等の開催	→	→	→	→	→随時実施
9. 地域公共交通の利用促進策の推進	→	→	→	→	→継続実施
10. 安心して運転免許を返納できる環境づくり	→継続実施	R9年度以降は、R8年度に判断			
11. 乗務員不足への対応	→	→	→	→	→継続実施
12. 新しい技術や制度を活用した移動サービスの研究・推進	→	→	→	→	→継続実施
13. 地域公共交通関係の災害等に備える取組の推進	→	→	→	→	→継続実施

4 計画推進に向けて

1 目標の達成状況を確認するための評価指標

	指 標	基準値	目 標
A	市人口に対する地域公共交通の利用者数の比率	市の人口に対する、年間の路線バス、オンデマンド交通、三次市民バス等、三次市相乗りタクシー事業の利用者数の合計値の比率 3.48 【令和6(2024)年度】	3.48 以上 【令和11(2029)年度】
B	地域公共交通に対する本市の財政負担額	年間の路線バス、オンデマンド交通、三次市民バス等、三次市相乗りタクシー事業への運行補助額の合計値 2 億 8,389 万円 【令和6(2024)年度】	2 億 8,000 万円の水準維持 【令和11(2029)年度】
C	市内の路線バスにおける経常収支率	市が運行補助を行う路線バスの経常収支率（経費と運賃等収益の比率）の平均値 24% 【令和7(2025)年度】	24%以上 【令和11(2029)年度】
D	地域内生活交通路線数	地域内生活交通路線とは、三次市民バス（6路線）、ふれあいタクシーみらさか、三次市相乗りタクシー事業を合わせた8路線のこと 8 路線 【令和7(2025)年度】	8 路線を維持 【令和12(2030)年度】
E	市内の地域公共交通の満足度	市民アンケート結果における、「日々の暮らしで使われる“三次市内の公共交通”」の満足度における「大変不満」の割合 18% 【令和7(2025)年度】	10%以下 【令和12(2030)年度】
F	乗務員等募集支援の取組実施回数	交通事業者の乗務員等の募集支援に関わる情報発信等の取組実施回数 未実施 【令和6(2024)年度】	毎年3回以上 【令和8(2026)～11(2029)年度】
G	住民主導による新しい移動手段の導入件数	地域住民が主導する、ライドシェア等の移動手段を新しく導入した件数 —	5年間で2件以上 【令和8(2026)～12(2030)年度】
H	三次市相乗りタクシー事業の申請者数	年間の三次市相乗りタクシー事業の利用申請をした人数のこと 48 人 【令和6(2024)年度】	4年間で300人以上 【令和8(2026)～11(2029)年度】
I	運転免許自主返納者の地域公共交通利用割合	運転免許自主返納者へのアンケート調査において、返納後の主な利用交通手段として地域公共交通を選択した人の割合 51.3% 【令和6(2024)年度】	60%以上 【令和11(2029)年度】
J	市広報紙への地域公共交通関連記事の掲載回数	市広報紙「広報みよし」に、地域公共交通の利用促進に繋がる記事を掲載した回数 1 回 【令和6(2024)年度】	4年間で16回以上 【令和8(2026)～11(2029)年度】
K	乗り方教室等、市民参加型の利用促進イベント実施回数	路線バスの乗り方教室など、市民向けの利用機会創出のためのイベントを実施した回数（指標しと重複する鉄道利用促進イベントは除く） 1 回 【令和6(2024)年度】	毎年2回以上 【令和8(2026)～11(2029)年度】
L	鉄道利用促進イベントの参加者数	本市に関係する鉄道（JR芸備線、福塩線）の利用促進に係る各種事業の参加者数のこと 4年間で2,838人 【令和3(2021)～6(2024)年度】	4年間で3,000人以上 【令和8(2026)～11(2029)年度】
M	J R 芸備線の平均通過人員（三次一下深川区間）	芸備線三次-下深川区間における平均通過人員（1日1kmあたり乗車数）のこと 1,001 人 【令和6(2024)年度】	1,070 人以上 【令和11(2029)年度】

2 各年度の評価・検証の流れ

毎年度、本計画に定める施策の進捗や、目標の達成状況について、評価指標等を用いて評価や検証を行います。また、施策のモニタリングや見直しを図るため、本市と交通事業者が定期的に協議・情報共有を行います。

検証の結果、必要に応じて、本計画自体に対しても見直しを行います。

～ 各年度の評価・検証の流れ ～

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施策の実施												
前年度施策の検証												
改善方針の検討・実施												
次年度施策の計画												